

令和 2年 4月 9日

デイサービス喜楽里

ご利用の皆様・ご家族の皆様へ

緊急事態宣言発令と介護サービスの継続に伴うお願いについて

きらりびとみやしろの介護サービスをご利用の皆様には、日ごろから大変お世話になっておりますこと感謝申し上げます。ありがとうございます。

ご存知の通り、4月7日埼玉県を含む7都府県に新型コロナウイルスの感染者急増を受けた緊急事態宣言が発令され、外出の自粛や施設の休業などが行われます。例外として生活維持に必要な事業は継続が求められ、きらり姫宮の「グループホーム喜楽里」「デイサービス喜楽里」及び「ヘルパーステーションあいあい」も、職員の感染予防を徹底した上でサービスを続けます。

そこで、ご利用の皆様・ご家族様にお願いを申し上げます。

宣言で示された「人と人との接触を極力8割削減」を目指すこととなります。既に、きらり姫宮のスタッフには家族を含め、外出の自粛と感染予防の徹底を指示したところですが、

緊急事態宣言発令中「デイサービス喜楽里」のご利用については、ご利用者様の感染予防のため、ご自宅での生活が可能な方は極力デイサービスの利用をお控えください。やむを得ずご利用いただく場合は、お迎え前ご自宅で体温を測定し37度5分以上でないこと、お迎え時からマスクをしていただくこと、手指のアルコール消毒をしていただくことをお願いいたします。

さらに、ご家族の感染は全体の閉鎖につながることから、ご家族の外出の自粛、感染予防の徹底「極力8割削減」をお願いいたします。

きらり姫宮は、ご利用者様の「安心・安全・尊厳」をモットーにしています。ご協力を何卒お願いいたします。

詳しいことは、	デイサービス喜楽里	0480-36-3621
	きらりびとみやしろ事務局	0480-33-3868

認定特定非営利活動法人きらりびとみやしろ
理事長 島村 孝一